

○議長（高橋伸二君） 十二番荒川洋平君。

〔十二番 荒川洋平君登壇〕

○十二番（荒川洋平君） みやぎ県民の声の荒川洋平でございます。ただいま議長からお許しを頂きましたので、以下、大綱三点につきまして一般質問をさせていただきます。質問に先立ちまして、令和六年一月一日に発生いたしました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様からお見舞いを申し上げます。そして、被害のあった現地へ応急対策職員として派遣されている本県職員、並びに被災地の復興支援のために尽力されている全ての方々に深く敬意を表します。

大綱一点目は、児童虐待の現状と諸課題についてです。

日本の令和四年の合計特殊出生率は一・二六と過去最低であり、一九四九年二百七十万人であった生まれた子供の数は、二〇二二年八十万人を割り込みました。二〇六〇年には五十万人を割り込むと予想されております。こうした急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しい現状から、国はこども・子育て政策に取り組むとしています。では、生まれてきた子供たちは健やかに成長していける環境が整っているかという点、様々なデータ・数字からは、今後生まれてくる子供たちへの心配は絶えません。全国の小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和四年では五百十四人と、令和二年の四百九十九人を超え、過去最多となっております。自殺の原因・動機は、健康問題、家庭問題が多く、学校問題を大きく上回っております。そして、今回私が取り上げます児童虐待の現状はというと、令和四年度中に全国二百三十二か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は二十一万九千七十件で、過去最多でありました。初めて十万件を超えたのが平成二十七年度であることから、すさまじい勢いで児童虐待相談件数が増加していることが見てとれます。子供たちへの虐待は、私たちの身近な問題と考えなければなりません。虐待相談件数が増え続ける要因は様々ですが、貧困・孤立が大きいとされており、経済的な格差が拡大し、貧困が広がっていること、そして地域の希薄化が進んでいることは、子供たちへの虐待発生に大きな影響を及ぼしています。つまり、個人の問題だけでなく、社会的な問題も大きく関わっていると言えます。もう一つの要因は、関係機関の児童虐待防止

に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えているということです。特に、警察からの通告が増加傾向となっております。虐待相談の内容別件数では、心理的虐待が五九・一％、次いで身体的虐待が二三・六％、以下、ネグレクト、性的虐待と続きます。近年、心理的虐待が増加傾向で、ネグレクトが減少傾向となっております。令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に発生または表面化した児童虐待による死亡事例は六十八例、七十四人でありました。本県の現状はというと、中央・北部・東部児童相談所及び気仙沼支所が児童虐待相談として対応した件数は、令和二年度が千四百三十一件、令和三年度が千七百六十四件、令和四年度は二千六十五件で、全国と同じく、令和四年度は過去最多となりました。まずは、このような現状をどのように受け止めて分析しているか、知事の所見を伺います。

このように深刻化する問題に対して、国では、児童福祉法の改正、総合対策、強化プランなど、近年、目まぐるしく対応がされてきました。それに伴い、都道府県や市町村が現場で対応の強化や充実、職員の増員、よりきめ細やかな支援など、制度の変更に対応してきたところかと理解しております。そこで、近年の児童相談所をはじめとした体制の強化にどのように努めてきたのか、そして今後も増加していくと見られる児童虐待の対策に、県としてこれからどのように取り組まれるのか伺います。

児童虐待防止や早期発見は、市町村または児童相談所が主体となつて、地域や学校、児童センターなど、各関係機関が一丸となって取り組まなければならないと考えます。市町村には現在、母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける子育て世代包括支援センターと、児童福祉法に基づき、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対する子ども家庭総合支援拠点が併存しています。国は、令和四年六月成立した児童福祉法等の一部を改正する法律で、二つに分かれている支援機関を一本化し、こども家庭センターとして市町村に設置する努力義務を課しました。所管はこども家庭庁です。子ども家庭総合支援拠点の設置が約五割の自治体にとどまっていたことを考えれば、児童虐待の対応が市町村にて強化されていくのではないかと期待していますし、児童相談所としても連携や支援がしやすくなると考えます。しかし、こども家庭センターの設置は努力義務であり、子ども家庭総合支援拠点のように設置が進まなければ、絵に描いた餅となるのは明白です。形にこだわるわけではありませんが、利用者である妊産婦、子供、

保護者のことを考えれば、一本化して分かりやすくなる行政組織とすべきです。そこで、こども家庭センターを設置している県内市町村の数と、未設置の市町村へのこども家庭センターの設置を後押しする支援、設置を促す取組が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

次は、圏域と一時保護所についてです。

昭和二十三年、宮城県中央児童相談所が北一番丁に開設いたしました。同年、石巻児童相談所、塩釜児童相談所が開設。それぞれ担当地域を設けて、相談や保護の業務を行っていました。昭和三十年、石巻・塩釜児童相談所を廃止、中央児童相談所に統合。平成元年、古川児童相談所を開設。この年、政令指定都市に昇格した仙台市も、児童相談所を開設しております。平成十三年、児童相談所が地域子どもセンターと改称。石巻に中央地域子どもセンター石巻支所を設置。平成十五年には石巻地域子どもセンターとして独立しております。平成十八年、石巻地域子どもセンターに気仙沼支所を設置。古川地域子どもセンターは大崎地域子どもセンターに改称されております。平成二十年、今度は地域子どもセンターを児童相談所と改称、大崎を北部、石巻を東部と改称しました。ここで今の形である中央・北部・東部という形ができました。平成二十五年、現在の名取市へと中央児童相談所が移転しております。令和六年度からは黒川支所が設置される予定であり、三児相二支所体制となる予定でございます。この間、一時保護所は一か所。現在も定員三十人で、中央児童相談所管内に一か所でございます。本県で一時保護した人数が、令和二年度二百十二人、令和三年度三百二十三人、令和四年度三百五十八人。そのうち、一時保護所以外の児童施設などに委託した人数は、令和二年度七十八人、令和三年度百十人、令和四年度百六十四人でありました。相談とともに増加している一時保護件数と、それとともに増加の一途をたどっている委託人数について、当局の所見を伺うとともに、移送や面接で長距離・長時間の移動を強いられる職員の負担、何よりも委託先を探している際の長時間の引き止め、場合によっては施設間を移動することになる環境の変化、そして県北・東部から中央児童相談所管内の一時保護所へ移動しなければならない保護児童の心情を察しても、各圏域への一時保護所設置の検討が必要ではないかと感じています。知事の所見を伺います。

最後に、司法審査を盛り込んだ改正児童福祉法が二〇二二年に成立し、二〇二五年

六月に始まります。司法審査は、保護者が一時保護に反対するなどした場合、児童相談所が裁判所に一時保護状を請求し、保護すべきかを裁判所が審査する仕組みです。請求は事前か保護開始から七日以内に行い、裁判所が認めるか却下するかを決めるということです。専門家ではないので、この司法審査が現場の負担軽減とトラブル回避にどの程度効果があるかは分かりませんが、今後導入されることは間違いありません。そこで、本県での一時保護をめぐってトラブルになったケースはあるのか、そして、県として運用開始までどのように準備を進めていくのか伺います。

質問通告をした翌日の二月十六日、青森県八戸市で、五歳の長女に浴槽で水を浴びせて放置し、低体温症で死亡させた事件が起きました。その二日後、二月十八日、東京都で四歳の次女に抗精神病薬などを摂取させて殺害した事件があり、幼い貴い命が実の親によって奪われました。怒りや憤り、様々な感情が湧いてきますが、このようなことが今後起きないということを願うとともに、私自身も政治に携わる者として、児童虐待件数が減少するような社会の実現を目指してまいります。児童相談所の現場の職員の皆様は、日夜大変な職務に当たられていることと思いますが、重大事案を未然に防ぐこと、そして早期発見に、引き続きの御尽力をお願いいたします。

大綱二、復興事業のフォローアップと伝承についてであります。

来月三月十一日で、東日本大震災から十二年が経過いたします。改めまして、復興へ携わった本県職員の皆様にご心より感謝を申し上げます。現在、本県は新・宮城の将来ビジョンの中の基本方針として「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」を掲げ、被災した各地の課題に取り組んでいます。私が今回一般質問をさせていただくのは、その中の取組分野四「復興事業のフォローアップと成果・教訓の伝承」に当てはまるかと思えます。現在私が住みます名取市閑上地区は、多重防衛と地盤のかさ上げをして、現地に安全なまちを再建いたしました。土地区画整理事業と防災集団移転事業を併用して行われましたが、県の審議会では大変お世話になりました。その閑上地区で昨年十月、閑上港線と第二次防潮堤である南北線の交差点に、信号機が設置されました。そこは県道塩釜亘理線の迂回路として使用されることがあり、以前から交通事故が多く、町内会から複数回、信号設置の要望が提出されてきました。設置されて以降は事故もなく、住民の皆様も安心されております。石巻市では昨年十一月、横断歩道を渡っていた七歳の

女の子が軽トラックにはねられ、一時意識不明となりました。事故が起きた交差点は交通量が多く、石巻市が警察に信号機の設置を求めていました。この道路は、復興事業により昨年三月に全線開通した道路でありました。この交差点にも先日、信号機が設置されました。震災から復興を果たした沿岸部のまちやその近隣には、多くの新しい県道や市道が整備されております。そのことにより交通の流れが変化しているケース、見通しがよく、思わずスピードを出してしまうようなケースなどが見受けられます。市や町、そして警察も想定していたものと誤差が生じているところもあるように感じます。復興事業により新たに整備され、交通量が思いがけず多くなり、結果、危険な交差点となっているような事例があることから、その調査、場合によっては信号機設置などの対応が必要であると感じますが、県警本部の所見を伺います。

昨年、私のメールアドレスに、一通のメールが届きました。宮城県図書館震災文庫整備班からのもので、東日本大震災に関する記憶を風化させず後世の防災・減災に生かすために、震災関連資料記録を収集したり公開したりする業務を行っており、その一環として、東日本大震災アーカイブ宮城を運営している旨の説明がございました。そこで、私がブログに上げている、災害公営住宅や学校の解体・建設など、町なかの被災・復興過程が分かる写真を、アーカイブに掲載するために提供してほしいという内容でございました。震災から間もなく十三年がたとうという中、このように震災の伝承のために職務に当たっている方がいることに感激いたしました。本県の東日本大震災の記憶・教訓の伝承については、基本方針に基づいて積極的に事業展開し、市民活動団体や町内会などと連携・協働で進めているものと大変評価いたします。一方で、こんな記事を読みました。東北三県の震災伝承施設の受入れ数が過去最高の百十五万人とコロナ禍後に大きく増加しましたが、震災学習プログラム受入れ数は十八万人と増加傾向ではあるものの、発災二、三年後の規模には至らず、高校生以下の割合が減少するなどの傾向が確認されているそうです。現在の小学生は、震災後に生まれました。震災を経験していない多くの小学生やこれからの中学生にこそ、東日本大震災の伝承活動の現状を知っていただき、災害から命を守る取組に関心を寄せてほしいものです。そこで、本県の、または本県を訪れる小中高生の震災学習プログラムの取組と効果、今後の課題を伺います。あわせて、提案ですが、教育旅行など被災地を訪れて防災や減災を学ぶ機会の創出に力を入れるべ

きと考えますが、知事の所見を伺います。

本県では、東日本大震災で亡くなられた方々に追悼の意を表し、震災の記憶を風化させることなく後世に伝えるとともに、震災からの復興を誓う日として、みやぎ鎮魂の日を定める条例を制定し、三月十一日をみやぎ鎮魂の日と定めております。三月十一日には、献花台の設置や、関係機関・団体と様々な取組を実施しております。被災した沿岸市町では、新型コロナ前の三月十一日、追悼式が行われていましたが、昨年は石巻市、東松島市、塩竈市、七ヶ浜町の四自治体で、今年は石巻市と東松島市のみだそうです。十五年、二十年の節目での開催を予定しているところもあるようですが、詳細が決まっていない自治体もございました。この背景には、参列者の減少と開催費用の負担があります。石巻市では、市単独の追悼式を震災復興基金を財源に実施していますが、おおよそ五百万円の開催費用がかかるということです。今後は、基金残高の減少や負担の増も懸念されます。東日本大震災で亡くなられた方々の御霊に思いを寄せ、当時を振り返り、これからの防災・減災に改めて意を決する、それが三月十一日ではないでしょうか。追悼式の開催に苦慮している市町の負担軽減と、伝承活動の一環として、年度ごとに各市町と県が共催で追悼式を開催するなど、沿岸市町と連携した、より発信力のあるみやぎ鎮魂の日としてはいかがか、知事の所見を伺います。

大綱三点目、仙台医療圏四病院再編構想についてであります。

県と日本赤十字社、県立病院機構は、昨年十二月二十二日、仙台市太白区にある仙台赤十字病院と名取市の県立がんセンターを統合し、名取市に新病院を建設することで基本合意いたしました。初めての地域住民への説明会の直後で、基本合意の予定ありきと批判の声も少なくありませんでした。反対の声も根強くある中で、あまりに唐突に基本合意がなされたことは、行政の信頼を損ねかねないのではないのでしょうか。そんな声が国にも聞こえたかのように重点支援区域に選定されましたが、仙台市をはじめとする自治体や住民に丁寧な説明を行って理解を得ることと条件が課されました。その後、仙台市からは協議の要請がありました。このことに誠意を持って対応することが、これまで強引、独断専行とも言われてきた印象を取り払い、意見の分かれている方々の分断を乗り越えることにつながるのではないのでしょうか。丁寧な対応を求めますが、知事の所見を伺います。

不安を感じている住民は、仙台市民だけではありません。二〇二八年度内に病院ができる名取市植松周辺の住民、広く名取市民にも不安はございます。約四百床という病床や複数の診療科を抱える大きな病院ができれば、医療面ではもちろん安心できるところがありますが、公共交通の混雑、交通量の増加、地域との関係など、暮らしにどのような影響が出るのか不安な面もつきません。移転先である名取市では、新年度、病院受入れのための専門部署が設置されることになっております。連携を密にし説明会などの対応に当たること、更に受入れのために必要なハード整備などがあれば対応すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

東北労災病院と県立精神医療センターについては、富谷市に移転する計画で、県南地域の精神医療を担うため、センターの分院を名取市に開設するとしています。県は現在、精神医療センターと協議を複数回行っております。私は三つの点について注目しております。まずは病床の振り分けについて、二百五十八床ある病床数を百七十床に減らしますが、県南の患者を十分に受け入れることのできる名取の分院の病床数となるかが一点。そして診療体制について、現在通院されている患者の約七割を占める仙台市太白区以南の県南の患者の受入れが十分にできる外来機能があるかが一点。そして、病院からも様々な意見を頂いていることと思いますが、スタッフの配置と移行について、十分な人員配置と、勤務場所や処遇など、職員の意向を酌んだ配慮がなされるかが一点。詳細はお答えできないものと理解しますが、精神医療センター側は県南の患者やスタッフの意向を酌んだ要望をしていることと思えます。このことにどのように意を用い、今後協議に当たっていくのか。あわせて、合意する時期は必ずしも年度内とせず、協議に十分な時間をかけていただきたいと考えますが、知事の見解をお聞きいたします。

この協議内容が折り合わない、または協議結果、つまり県の新たな精神医療の体制が患者や関係者の理解を得られないのであれば、それはそもそも計画自体に無理があると言わざるを得ません。そのときは速やかに計画の変更をすべきではないでしょうか。最後に知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 荒川洋平議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、児童虐待の現状と諸課題についての御質問にお答えいたします。初めに、児童相談所の体制強化と今後の取組についてのお尋ねにお答えいたします。児童相談所の体制につきましては、令和元年度から今年度にかけて、児童福祉司を三十二人から六十三人に、児童心理司を二十一人から三十人に増員するなど、増加する児童虐待相談にしっかりと対応できるよう、強化を図ってまいりました。また、組織マネジメントを強化し、よりきめ細かな相談対応を行うため、四月から中央児童相談所に富谷市及び黒川郡を所管する黒川支所を新たに設置することといたしました。県といたしましては、今後も児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村や警察、学校などの関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期支援に努めてまいります。

次に、市町村のこども家庭センター設置を後押しする支援や設置を促す取組についての御質問にお答えいたします。

県内では、既に設置済みの利府町のほか、今年四月に十九の市と町でこども家庭センターを設置する予定となっております。十九です。県では、これまでも安心こども基金を活用して、整備費用や改修費用の一部補助などの支援を行ってまいりました。また、来月には、市町村の母子保健・児童福祉担当職員向けの合同研修会を実施し、こども家庭センターの設置に向けた人材育成を図ることとしております。来年度も新たに、こども家庭センターの統括支援員を対象とした実務者研修を実施するなど、市町村が全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援等を行えるよう、継続して支援してまいります。

次に、大綱二点目、復興事業のフォローアップと伝承についての御質問のうち、震災学習プログラムと教育旅行などによる学ぶ機会の創出についてのお尋ねにお答えいたします。

震災の記憶や教訓を伝え継ぎ、防災・減災につなげるためには、将来を担う子供たちの震災学習は大変重要であります。県ではこれまで、学校側と受入れ団体とでニーズの共有が求められることから、みやぎ教育旅行等コーディネート支援センターを設置し、探求学習に基づく震災学習プログラムの構築、教育旅行の誘致活動を行うとともに、学



校側のニーズに沿った地元団体とのコーディネートを行ってまいりました。来県した教員からは、「震災を我が事と捉え、防災について考えるよい機会になった」などの声が寄せられております。県といたしましては、JR東日本が設立した東北復興ツーリズム推進ネットワーク等と連携した県内外からの教育旅行誘致を進めるほか、来年度から実施する語り部の学校への派遣などにより、震災学習の機会の創出に積極的に取り組んでまいります。

次に、大綱三点目、仙台医療圏四病院再編構想についての御質問にお答えいたします。

初めに、県立精神医療センターの分院についてのお尋ねにお答えいたします。

県立精神医療センターのサテライトについては、県南部の精神科医療体制を確保するために必要な規模や機能、また、医療スタッフの確保など運営面での検討が重要であると認識しており、現在、精神医療センター職員と意見交換を行っているところであります。県から提示したサテライト案に対して、職員からは、サテライトの病床規模や人員体制などについて様々な意見や指摘を受けておりますが、県といたしましては、今後継続的に意見交換を重ねながら精査してまいりたいと考えております。なお、東北労災病院と精神医療センターの移転・合築については、年度内の基本合意を目指して協議を進めておりますが、サテライト案の検討状況などを踏まえ、拙速にならないよう丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、患者や関係者の理解が得られない場合は、速やかに計画を変更すべきとの御質問にお答えいたします。

東北労災病院と県立精神医療センターの移転・合築につきましては、老朽化が進む精神医療センターの早期建て替えのみならず、身体合併症への対応能力の向上などが図られ、我が県の将来を見据え、政策医療の課題解決のために必要な取組と考えております。県といたしましては、患者や家族などの不安や懸念を踏まえ、県南部の精神科医療体制の確保に向けたサテライト案の検討を進めるなど、丁寧に対応してきたところであり、引き続き患者や関係者の理解が得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長千葉章君。

〔復興・危機管理部長 千葉 章君登壇〕

○復興・危機管理部長（千葉 章君） 大綱二点目、復興事業のフォローアップと伝承についての御質問のうち、より発信力のあるみやぎ鎮魂の日とすべきとのお尋ねにお答えいたします。

我が県に甚大な被害をもたらした東日本大震災が発生した三月十一日は、亡くなられた方々を追悼し、震災の記憶を語り継ぎ、復興を誓う日として、条例により、みやぎ鎮魂の日と定められております。鎮魂の日には、被災市町による追悼式の開催や献花台の設置のほか、民間団体による鎮魂や追悼に関する様々な式典やイベントが開催されており、追悼の意を表する形は、年々多様化しております。また、県でも、これらの情報をホームページやSNSなどで広く情報発信するとともに、県庁などに献花台を設置し、追悼の意を表しているところでもあります。県としましては、引き続き、関係する市町や団体等と連携しながら、多くの方々に東日本大震災を振り返り、鎮魂と伝承、復興への誓いを新たにさせていただけるよう取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、児童虐待の現状と諸課題についての御質問のうち、児童虐待の現状の受け止めと分析についてのお尋ねにお答えいたします。

児童虐待については、全国的に子供の命が奪われる重大な事件が後を絶たない状況にあり、その防止を図り子供の安全を確保することは、重要かつ喫緊の課題であると認識しております。児童虐待相談対応件数が増加している要因については、警察や関係機関との連携強化のほか、児童相談所共通ダイヤル一八九（いちはやく）の周知などによる児童虐待に対する社会的関心の高まりが関連しているものと考えてございます。

次に、増加している一時保護件数と各圏域への一時保護所設置の検討についての御質問にお答えいたします。

近年、児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加傾向にあることも影響し、一時保護件数も増加しております。また、一時保護委託件数の増加は、できる限り家庭

的環境での一時保護が望ましいとの考えから、児童の状況を見極めた上で、児童の安全確保や最善の利益を考慮し、里親への委託を積極的に実施したことによるものでございます。一時保護所の在り方については、県北部・東部からの移動などの課題があることは認識しており、今後、国から示される一時保護所設置基準も踏まえ、検討してまいります。

次に、一時保護時のトラブルと司法審査運用開始までの準備についての御質問にお答えいたします。

一時保護に当たっては、保護者や親権者等の同意は要件ではありませんが、児童相談所においては、一時保護の必要性の観点から慎重に判断した上で、保護者や親権者の同意を得るよう調整を図っているところでございます。しかしながら、昨年度において同意を得られていないケースが、一時保護件数全体の約七六％になってございます。令和七年六月から導入される一次保護開始の判断に関する司法審査は、こうした同意を得られていないケースが対象となります。国においては、一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル案に沿った試行運用を、全国十か所程度の自治体の協力を得て行い、この試行運用を踏まえ、今年の秋頃を目途にマニュアルを確定し、内閣府令を改正することとしております。県では、これらの改正内閣府令や対応マニュアルを踏まえて、顧問弁護士等の協力を得ながら対応を検討してまいります。

次に、大綱三点目、仙台医療圏四病院再編構想についての御質問のうち、重点支援区域の選定に係る条件についてのお尋ねにお答えいたします。

先月十六日に国から重点支援区域に選定された際の条件については、支援策の履行に当たっての前提になるものではなく、新病院開設までの間、関係者などへの丁寧な説明に努めてほしい趣旨だということを国の担当課に確認しております。県といたしましても、日本赤十字社とも連携しながら、地域説明会の開催などを通じて地域住民や関係自治体に丁寧な説明を行い、理解を得られるように取り組んでまいりたいと考えております。また、今月九日に仙台市から要請がありました協議の中では、病院再編に伴う地域医療への影響や、病院が移転した際の現病院周辺地域への影響などを改めて検証し、県市間で対応を検討してまいりたいと考えております。仙台医療圏の病院再編については、仙台市とこれまでも意見交換を行ってきたところでありますが、今回の協議を通じ

て、救急医療など個別課題の解決策や病院再編の効果を広くお示しできるよう、真摯に対応してまいります。

次に、名取市との連携についての御質問にお答えいたします。

仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合を進める上で、地元自治体である名取市との連携は必要不可欠であり、基本合意を踏まえ、これまで以上に連携を深め、新病院の整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、地域住民の理解醸成を図るため、名取市などで地域説明会の開催を検討しているほか、今後、新病院の具体的な機能が精査される中で、病院の移転に伴い必要となる対応も新たに生じてくることから、名取市とも密に協力し合いながら対応してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 警察本部長原幸太郎君。

〔警察本部長 原 幸太郎君登壇〕

○警察本部長（原 幸太郎君） 大綱二点目、復興事業のフォローアップと伝承についての御質問のうち、信号機設置のお尋ねにお答えいたします。

東日本大震災では、沿岸部を中心に信号機等の交通安全施設も大きな被害を受け、これまでも、復旧・復興事業による道路の整備状況に応じ、交通安全施設について整備を行ってきたところです。このうち、信号機の設置に当たっては、事前に交通量、交通事故の発生状況等を調査分析し、真に必要な高い場所を選定しております。今後も、復興事業によるものも含め、道路の新設等道路交通環境の変化に応じ、地域住民の意向を的確に把握しながら、道路管理者と十分に連携を図るなどして、信号機等交通安全施設の計画的な整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 十二番荒川洋平君。

○十二番（荒川洋平君） 御答弁ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

まずは、大綱一、児童虐待のところを伺ってまいります。

児童虐待の対応が重要、そして喫緊の課題であるという認識を取れたことは非常にありがたいと思います。そして私、提案をさせていただきました一時保護所、この関係

ですね。答弁では、積極的に里親への委託をお願いした、そのことによって委託人数が増えたというような答弁と理解いたしました。この一時保護の推移を見ますと、全体の数も増えておりますが、委託の割合が非常に増えている。それがこの里親だとするならば、前提の考え方をちよつと確認させてください。一時保護は、まずは県有施設である一時保護所で保護することが大前提とされているのか、それとも、この里親を含めた、施設も含めてですが、そういった委託というところも県の一時保護所と同等というか、そういった考えの下で保護をしているのか、まずその前提をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） もちろん、保護する児童の対応と申しますか、その状況に応じて柔軟に対応できる体制を取っていくというのが原則にありますけれども、まずは県の一時保護所施設のほうでのお預かり、そういったものができかねないかといったことを検討することが最初になることはあると思います。その上で、申しましたように児童の対応、現状等を踏まえて、様々な要件を勘案しながら、適宜、委託の方法で対応を取ることもあるといったことでございます。

○議長（高橋伸二君） 十二番荒川洋平君。

○十二番（荒川洋平君） 私も同様の考えで提案をさせていただきました。まずは県の施設である一時保護所、ここを充実させて、いつ保護するかも分かりませんので、保護をしたらしっかりと受け入れられる体制をつくってほしい、そのような思いで提案させていただきます。その上で、やはり人数を見ますと、もうこの先もこの人数、相談件数も虐待件数も保護件数も、これから数年は恐らく増えていくのではないかなというふうに見てとれます。そういった中で、やはり委託に頼らざるを得ない部分も出てくると思います。現在一番多い委託先は里親でございますが、里親の登録数、登録世帯数というのは十分にあるのかどうか伺います。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 詳細の登録数とか状況については手元にちよつと資料がないので、「手元に資料がない」と呼ぶ者あり）後ほど別途お答えしたいと思えますけれども、里親への登録数なんかも増えていく傾向にあるとは認識しております。

○議長（高橋伸二君） 続けてください。終わりでいいですか。志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大変失礼しました。里親の登録件数等の細かい資料は今ちよつと手元にございませんので、後ほどお答えしたいと思えますけれども、登録件数自体そのものは増えていたりしている状況にあると認識してございます。

○議長（高橋伸二君） 十二番荒川洋平君。

○十二番（荒川洋平君） 最初の答弁の中で、規定を見直すタイミングがあるので、そのところで検討したいという答弁がございました。規定の中では、十人以下の施設またはそれ以上の施設か、このところで大きく要件が変わってきます。恐らく十人以上の施設となると、相当数の費用、人員だったりが必要となるはずで。私は、特に東部、北部、こういったところの子供たちが、中央の、仙台より南の圏域にある一時保護所に移送される、このリスク、更に職員の対応を考えれば、各圏域に一つという考え方は、恐らく賛同してくれる方も多いのではないかなというふうに思います。これから先、恐らく上がって行って、少子化・人口減少とともに下がっていくタイミングも来ますので、施設を造って、施設が余剰になるということは費用的にも負担になります。そういったところをよく検討していただきまして、私としては、十人以下の施設を東部と北部に設置してほしいと、より具体的に、改めてお願いしたいと思えますが、御所見を伺います。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 重要性については我々も十分認識しております。先ほど部長答弁にありましたけれども、県北部・東部からの移動には課題があるというふうに思っておりますので、まず国から一時保護所の設置基準というものが示されることになってございいますから、それを見て、設置基準に達しているということであれば考えていかなければならないのではないかなというふうに思っています。ただ、難しいのは、一時保護所等の職員はかなりスキルを持った職員でないとできません。誰でもできるものではなくて、非常にやはり難しい。預かっている子供さん方の対応というのは難しいものですから、そういったやはり職員の養成・育成というものも含めて考えていかなければなりませんので、お金の問題だけではないということも御理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（高橋伸二君） 十二番荒川洋平君。

○十二番（荒川洋平君） スキルを持った職員、そして夜間にも働いていたかなければならない職員もいますし、非常にハードルの高い施設だということは認識しております。ですが、この先、この数字を見れば必要だということも御認識していただいていると思いますので、ぜひとも御検討いただきますようお願い申し上げます。

それでは、四病院再編について再質問させていただきます。

質問要旨を見ていただければ、私の立場というものは御理解いただけたと思います。名取市に、まずはがんセンターがなくなるかもしれないという波紋が広がり、私も市議時代に何とかがんセンター、名取でということを決議し、県に要望させていただいた経緯もございます。そこから日赤がついて、総合病院ができるということになりました。名取では、救急搬送の平均時間が五十七・七分、それよりも南のあぶくま消防本部では五十九・四分と、非常に搬送時間が長い。更に、子供が増え続けている名取市でありながら、周産期医療というのが非常に手薄な状況でございました。そういったことを考えれば、非常に県南にとっては大きな安心できる材料というふうに喜んでおります。ですが、多くの批判もあり、この分断している状態、賛成する人、反対する人、そういった中でこの病院というのが誘致されるのは、名取としても恐らく望んではないと思います。多くの方が納得していただけるような丁寧な説明をぜひともお願いしたいと思います。

時間がないので、幾つか確認させていただきます。まずは分院です。今協議を行っておりますが、この分院にて、身体合併症の対応というのはどのように考えているか伺います。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 基本的には、やはり身体合併症の対応が必要な患者さんは富谷、本院のほうに行っていたりすることになるというふうに思います。そこは、どのような形で患者さんを分けていくのかということとは我々素人では分かりませんので、精神医療センターのドクターと今、その辺を打合せさせていただいているということでございます。

○議長（高橋伸二君） 十二番荒川洋平君。

○十二番（荒川洋平君） 身体合併症は本院ということで、現状、精神医療センター、名取の今の状態で、外部の病院と連携しながら十分対応できているというお話を聞いて

いますので、ぜひとも分院でも身体合併症の対応をできるような施設を造っていただきたいと思えます。

では、私は総合病院は賛成ですが、精神医療センター、精神科……（「時間」と呼ぶ者あり）については、賛成の立場ではないということをお知らせします。様々な御意見がある中で苦慮されていると思えますが、ぜひとも多くの皆様が納得した形の病院編成をお願いしたいと思います。

それでは私の一般質問を終わります。